

第4回協議会を開催しました



碩田中学校区
適正配置地域協議会

だより

第4号
平成25年1月

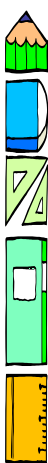


こ七ミ等徒校見議前 規施し 論のりにた踏 協二時
と項ユのののが事回今約行て協があ扱関 、「ま会議小三十二
が目二防通位あ項の後はと規の協りいし修え議会ホ一十月二
確をテ災学置り、示議協頁りが結さなど意り-局、催にルから二十
認今イに環、舎中てお事載し定、まについたて事た条とて議。第
さ後の必境校小はい項せたさ一部。活項意第示内容 四回館後
れの形要、舎中てお事載し定、まについたて事た条とて議。第
ま協成な地のーは、育か体いま(決同日を 変
し議、機震機貫どてにて。れ部。活項意第示内容 四回館後
た事実能・能教う具つい、文。活項意第示内容 四回館後
。項施、津、育、のなは。し付更
と時地波児、とのなは。し付更
す期域対童新のなは。し付更
るのコ策生設意協、)たで

次回は2月5日(火)開催

第5回協議会は、平成25年2月5日(火)の午後6時30分から午後8時30分まで、大分文化会館第2小ホールで開催する予定です。

次回の会議では、協議会における今後の協議日程、実施時期、小中一貫教育などについて協議を行う予定です。



にれ視校もとうでたは た。でに(今
記ま察であ良、会り、また。詰つ(工
載しをありい協議し現た。めい程の
した検る、の議にて地、協てて)協
て。討賀併で会臨む理議事、の
い(す来設はとむこと解際項、ス
ますこ中小い、見が深見見、次、ケ
す。はと学中小か見が深見見、次、ケ
)次が校一と学をきり、のの議の
頁確等貫の意行るたり、のの議の
以降認へ教意行るたり、のの議の
降さの育見うよえいし中方

第4回協議会における主な内容を掲載しています。
(発言内容については、紙面の都合で要旨のみとしています。ご了承ください。)

は委員の発言 は事務局の発言

【規約の第5条第5項に関する意見】

第5条第5項では「合意を得た事項を確認するものとする」とあるが、毎回の協議内容で多数意見を合意とするのか、又は全員賛成で合意とするのか。

常に評決をして多数決で合意を形成することではなく、一定の方向性を保ちながら、少数意見も加味して、皆が大方納得いくのであれば合意とする考え方である。

第2条では「教育委員会に付託する」とあるが、教育委員会が取りまとめたものを尊重し個別の実施計画に反映させるようにしないと協議会の意味がないのではないか。

実施計画への反映を確認するために、第5条第6項に「個別の実施計画への反映状況を、会長又は協議会に適宜報告するものとする」としている。

両論併記で付託することになるのか、それとも協議会として一定の意見に絞り込むのか。

最終的な意見を取りまとめる段階において検討したが課題等が解決できなければ、両論併記することはあり得る。

子どもの教育環境を第一義に合意形成を図っていただきたい。

整理する段階で、このような意見があった、あるいはこのような意見が多数であったなどと整理する方法をとれば良い。

5項は、会長が会議の都度、協議事項について確認した内容を整理するとの趣旨なので、合意の文言を変えれば良い。

「協議の内容について、取りまとめた事項を確認する」としてはどうか。

5項については「会長は、会議における協議の内容について、取りまとめた事項を確認するものとする。」で、委員の合意が得られたと理解し、文言を修正したい。



【今後の協議に関する意見】

専門委員である教育委員会や校長が、現状や問題点、現場の先生方の希望などを我々に提示してほしい。

協議する際に、学校や教育委員会から専門的な観点での資料提示の要望があれば、対応したい。

小中一貫教育を理解できなかったのだが、PTAで賀来小中学校に見学に行き、話を聞く中で、考え方も変わった。協議会として見学に行ったらどうか。

実際に見学し確認したうえで議論しようとなれば、視察なども実施したいと考える。委員が希望すれば、事務局は支援していきたい。

7つの協議事項の中で優先順位を決めて、集中的に検討する方が良い。地震・津波対策等の防災に必要な新設校の位置について、まず協議をしたい。

新設校の位置が協議事項の軸・柱となり、残りの6つの観点から総合的に検討した結果最終的にどこに建てるのが一番良いのかという議論になると考える。

いつまでに何回開催するのか、毎回どのような議題で進めていくのか、そのような工程表を作り協議を進めれば良い。

次回の会議はどのような議題を中心に議論するのかを知らせてほしい。また、協議の優先順位を考えて取り組むのが良い。

協議の進め方、優先順位や工程表などが次回の会議の中心になるだろう。協議事項について進め方が大きな課題であり、今後の協議会の運営のポイントになるだろう。



第4回協議会で確認した事項

修正規約(案)については、第5条第5項の条文を「会長は、会議における協議の内容について、取りまとめた事項を確認するものとする」に変更し、その他の条文については提案どおりとする。

委員から地域協議会で使用する資料を提示する希望がある場合には、地域協議会開催の10日前までに事務局へ提出する。

今後の具体的な協議事項は、小中一貫教育、新設校の位置、校舎の機能、児童生徒の通学環境、地震・津波対策等の防災に必要な機能、地域コミュニティの形成、実施時期の7項目とする。

併設型小中一貫教育校である賀来小中学校の視察について、会長・副会長や受け入れ先の学校と日程等を調整し、文書で知らせる。

次回の会議では、今後の協議スケジュールなどを中心に協議する。

第5回地域協議会は2月5日(火)の18:30~20:30に、第6回地域協議会は3月4日(月)の18:30~20:30に、いずれも大分文化会館第2小ホールで開催する。



【瑞木副会長の開会のことばから】

先般、大分中央地区の人権講演会がありました。(中略)その中で講師は「使命」ということを言われたのですが、その時私は、私たちこの地域協議会の使命ということも考えていく必要があるのではないだろうかと思いました。使命、命を使うということですが、「命を使ってもやらなければならないことは何なのか」ということを意識しながら協議をする必要があるのではないだろうか、と思った次第です。

【吉田会長の開会のあいさつから】

今回、第4回の協議会となりますが、先般、第3回の協議会では「適正配置基本計画に基づき、3校統合の方向性で協議を進める」ことが確認されたところでございます。協議会としての次の一步を踏み出すことができたのではないかと考えています。(中略)

協議会において合意形成を図り、教育委員会が個別の実施計画を作るといった日程を考えると、今後できるだけ皆さんに3校統合の方向性を保ちながら協議を進めていただきたいと思います。その中で、碩田中学校区の子どもたちの教育環境を整え、地域コミュニティなどに配慮した学校を建設していくことになります。皆さんの心と英知を結集し、納得できる合意が図れるよう、協議を重ねていきたいと思っています。



【江藤副会長の閉会のことばから】

規約も第4回をもってようやく成立をしたということで、これからがスタートだという風に私は理解しております。

~ 地域協議会の会議は傍聴できます ~

協議会の規約が決定されたことにより、第3回の会議で承認された「会議の傍聴に関する要領」も施行されました。第1回の地域協議会の傍聴者数は28名、第2回は23名、第3回は19名、第4回は17名となっており、回を追って減少が見受けられます。

協議会の会議を公開することで、委員以外の地域の方々にも会議の様子を実際に見て、聴いていただき、市民協働して新設校創設の取組を進めてまいりたいと考えています。

今後も碩田中学校区における現在及び将来の子どもたちにとって、より豊かな教育環境を創造することを第一義に協議を進めていきますので、ご来場をお持ちしています。

碩田中学校区適正配置地域協議会規約

第4回の協議会で規約が決定しました。決定した協議会の規約は以下のとおりです。

(目的及び構成)

第1条 大分市立小中学校適正配置基本計画の中で、荷揚町小学校、中島小学校及び住吉小学校の3校を統合し、新設校を建設することとしている碩田中学校区について、地域としての合意形成を図るため、地域住民の代表者や保護者、学校関係者などにより碩田中学校区適正配置地域協議会(以下「協議会」という。)を構成する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、協議会としての意見を取りまとめ、大分市教育委員会(以下「教育委員会」という)に付託する。

- (1) 碩田中学校区における適正配置の目指すべき方向性と具体的方策に関すること。
- (2) 協議会活動の周知及び広報に関すること。
- (3) その他協議会の活動に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、荷揚町小学校、中島小学校及び住吉小学校の各校区代表者10人以内、碩田中学校のPTA関係者1人の委員並びに、荷揚町小学校、中島小学校、住吉小学校及び碩田中学校の校長、教育委員会事務局職員3人以内の専門(アドバイザー)委員(以下「専門委員」という)をもって構成する。

2 専門委員は、会長又は委員の求めに応じ、又は主体的に、専門的立場からの説明を行い、意見を述べ、必要な助言をすることができる。

3 委員及び専門委員の任期は、発足の日から第5条6項に定める報告を終了する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員が会議に出席できない場合、会長は当該委員の申し出により代理の者の出席を認めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会長は、会議における協議の内容について、取りまとめた事項を確認するものとする。

6 教育委員会は、第2条に規定する付託事項について、碩田中学校区適正配置に係る個別の実施計画への反映状況を、会長又は協議会に適宜報告するものとする。

7 会議は、公開とする。

8 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年12月20日から施行する。

< 編集後記 >

新年明けましておめでとうございます。今年も協議会活動の情報発信に努めてまいりたいと考えています。

さて、協議会では、協議会の様子を広くお知らせするため、協議会だよりを発刊するとともに、市のホームページにおいても会議の要旨などを公開しています。

今後とも、協議会へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

碩田中学校区適正配置地域協議会だより「第4号」

発行:平成25年1月

発行者:碩田中学校区適正配置地域協議会

事務局:大分市教育委員会教育企画課

連絡先:(住所) 大分市荷揚町2-31

(TEL) 097-537-5903(直通)

(E-mail) kyoiukukaku@city.oita.oita.jp